

## 2024年9月における法律アップデート

歳入局による決算書の作成に関する通達、グリーン経済の流行に対応するための炭素税制、工業団地公団(IEAT)管轄の土地売上高が最高記録を計上する見込み。

### Topic 1

### 最新法律アップデート

#### Topic 1. 最新法律アップデート。

官報に掲載された最新のビジネス関連法律は、以下の通りです。

| No. | 所轄官庁 | 題名   | 通達日        | 適用日   |
|-----|------|--|------------|---|
| 1.  | 財務省  | <b>官吏の任命に関する財務省通達(第 78 号)</b><br>主題：歳入法典に規定する査定官吏の選任について。  | 2024年7月31日 | 2024年7月31日  |
| 2.  | 財務省  | <b>歳入局長通達(第 298 号)</b><br>主題：技術及びイノベーションの研究開発者名簿について。  | 2024年8月21日 | 第 712 号研究開発者：2024年1月1日<br>第 764 号研究開発者：2023年5月19日 |
| 3.  | 財務省  | <b>歳入局通達</b><br>主題：歳入法典に定める貸借対照表、営業会計記録及び損益計算書の作成について。   | 2024年8月21日 | 2024年8月21日  |
| 4.  | 財務省  | <b>所得税に関する歳入局長通達(第 69 号)</b><br>主題：仏歴 2547(2004)年免税に関して規定する歳入法典に基づく勅令(第 424 号)及び仏歴 2547(2004)年 11 月 23 日付(主題：政府機関の福利厚生基金に対する寄付金を対象とする所得税の免除に関する基準、手続き及び条件について)に基づき、政府機関における福利厚生の整備に関する首相庁規則に基づき設立する福利厚生基金について。 | 2024年8月21日 | 2024年8月16日  |
| 5.  | 財務省  | <b>歳入局長通達(第 299 号)</b><br>主題：技術及びイノベーションの研究開発者名簿について、(第 765 号)プラスチック財団開発産業研究開発部第 9 号、(第 766 号)Product Sekisui - SCG Industry Co.,Ltd. における development and supply chain 部門をそれぞれ追加する旨の通達。                       | 2024年7月18日 | 2024年度以降の課税所得及び2024年8月の付加価値税の税標準以降                |

| No. | 所轄官庁        | 題名   | 通達日             | 適用日                                   |
|-----|-------------|--|-----------------|---------------------------------------|
| 6.  | 財務省         | <b>所得税に関する歳入局長通達(第 69 号)</b><br>主題：仏歴 2547(2004)年免税に関して規定する歳入法典に基づく勅令(第 424 号)及び仏歴 2547(2004)年 11 月 23 日付(主題：政府機関の福利厚生基金に対する寄付金を対象とする所得税の免除に関する基準、手続き及び条件について)に基づき、政府機関における福利厚生の整備に関する首相庁規則に基づき設立する福利厚生基金について。 | 2024 年 9 月 6 日  | 2017 年 2 月 19 日                       |
| 7.  | 投資委員会 (BOI) | <b>投資委員会通達第 12/2567 号</b><br>主題：投資委員会通達第 15/2565 号に基づく太陽光発電設備の据付による再生可能エネルギー利用における能率の改善措置  | 2024 年 9 月 3 日  | 2024 年 11 月 1 日<br>日以降に投資奨励恩典を申請した申請者 |
| 8.  | 投資委員会 (BOI) | <b>投資委員会通達第 13/2567 号</b><br>主題：自動車産業においてタイ国企業と外国企業間での合弁の奨励措置。   | 2024 年 9 月 3 日  | 2024 年 9 月 3 日                        |
| 9.  | 投資委員会 (BOI) | <b>投資委員会通達第 14/2567 号</b><br>主題：空路輸送業における奨励措置  | 2024 年 9 月 3 日  | 2024 年 9 月 3 日<br>日以降に投資奨励恩典を申請した申請者  |
| 10. | 内務省         | <b>内務省通達</b><br>主題：建物の構造の設計及び建物の構造に使用する資材の特徴及び仕様について   | 2024 年 8 月 30 日 | 2024 年 8 月 31 日                       |
| 11. | 内務省         | <b>内務省通達</b><br>主題：建物の基礎及び地表について   | 2024 年 8 月 30 日 | 2024 年 8 月 31 日                       |
| 12. | 陸運局         | <b>仏歴 2567(2024)年陸路運送局通達(第 2 号)</b><br>主題：自動車法に基づく運転免許証の様式について   | 2024 年 9 月 4 日  | 2024 年 8 月 7 日                        |
| 13. | 関税局         | <b>関税局通達第 154/2567 号</b><br>主題：AEO 事業者プログラムについて相互承認した関税機関について  | 2024 年 8 月 15 日 | 2004 年 8 月 19 日                       |

※調査対象は、歳入局、投資委員会(BOI)、関税局、財務省、タイ工業団地公団(IEAT)、入国管理局、労働省、労働福祉保護委員会、商務省、国防省、農業・協同組合省、運輸省、天然資源・環境省、エネルギー省、工業省、内務省(ビジネス関連のみ)、タイ中銀、デジタル経済社会省を範囲としております。

|                |            |
|----------------|------------|
| <b>Topic 2</b> | トピックス・ニュース |
|----------------|------------|

## 1. 歳入局による決算書の作成に関する通達

商務省(DBD)が、財務諸表に記載すべき項目を定める旨の通達を発布したことによって、歳入法典に定める帳簿の作成に関する基準と乖離することとなる結果となりました。これによって法人は正確な財務報告及び法令順守のために、特に貸借対照表及び損益計算書の作成において新法令に応じた変更が求められることとなります。同通達の内容は、以下の通りです。

- 1.財務諸表における「財政状態計算書」は、歳入法典に定める「貸借対照表」とする。
- 2.財務諸表における「包括損益計算書」は、歳入法典に定める「損益計算書」とする。
- 3.財務諸表における「損益計算書」は、歳入法典に定める「損益計算書」とする。

## 2. グリーン経済の流行に対応するための炭素税制

物品税局は、温室効果ガスの軽減に供するために、炭素税制の導入について検討していることが分かりました。同税制は、2025年度に導入される見込みとなっております。炭素税の税率は、1トン当たり200バーツとしており、石油を対象とする物品税に算入されます。例えば、経路1リッター当たりの温室効果ガス排出量が0.0026トンである場合は、0.46バーツの炭素税が課税されます。同税制の適用によって国民に対して直接影響が及ぶことはないことが予想されますが、環境保全に関する事業を営む事業において問題意識を持たせることを目標としています。

## 3. 工業団地公団(IEAT)管轄の土地売上高が最高記録を計上する見込み。

タイ工業団地公団(IEAT)は、工業団地の土地売上高を2年連続で目標に到達させる計画を定めました。2024年度においては、売り上げが6千ライ※1を超える見込みです。現時点における、売上面積は6,174ライであり、2023年度より6,096ライ増加しております。このような売上の成長は、東部特別経済開発区域(EEC)における、電気自動車産業(EV)及びその他S-curve産業への投資奨励を誘致する政府の支援を受けたものでもあります。電気自動車の奨励方針及び30@30方針においては、2030年度における自動車生産高のうちの30%を占めることを目的としています。工業団地公団(IEAT)は、土地の売上高が継続的に伸びる傾向にあることを確信しており、その一部は、タイを含むアセアン区域事業を拡大するよう、外国人投資家を刺激するような地政学的緊張の結果によるものともいえます。タイ工業団地公団は、68か所の工業団地並びに17箇所の深海港を管轄しており、17兆バーツ以上に渡る投資及び953,000名程の雇用をもたらしております。

※1：タイにおいて利用されている土地の単位を、「ライ」といい、1ライ当たり1,600平方メートルに換算されます。(訳者注)

### 執筆者紹介

取扱分野

タイ労働法・タイ関税法・日タイ税務・国際税務・タイ税務調査など

バンコクオフィス 所長 弁護士 川村 功  
Tetsuya Kawamura



▶ 弁護士法人ALG&Associatesのタイ法務サイト



本ニュースレターは、具体的な案件についての法的助言を行うものではなく、一般的な情報提供を目的とするものです。本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記にお願いいたします。

### 弁護士法人ALG&Associates

東京本部

〒163-1308 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー 8F  
(東京弁護士会所属)

【連絡先】TEL.03-6258-1690 MAIL.alg-ghonbu@avance-lg.com

バンコクオフィス

246 Times Square building, 11 Floor, Room 11-04A,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey, Klongtoey, Bangkok 10110

【連絡先】TEL.+66-2-254-5799 MAIL.info@alg-asean.com

各法律事務所

宇都宮・埼玉・千葉・横浜・名古屋・大阪・神戸・姫路・広島・福岡・バンコク(タイ)

本ニュースレター及び弁護士法人ALGからのリーガルサービスに関する情報(セミナー情報、法律相談に関する情報等を含みます。)をご希望される方は次のメールアドレスに会社名、業種、氏名、初回、郵便、電話番号及び配信希望先メールアドレスを記入したメールをお送りください。

弁護士法人ALGは、本ニュースレター配信のために取得した個人情報について、弁護士法人ALGからの各種ニュースレターの配信並びに各種リーガルサービスの紹介及び提供を行うために必要な範囲で利用させていただきます。なお、当該情報送信は、予告なく変更及び中止される場合があることをご了承ください。

■配信希望メールアドレス rouma@avance-lg.com

お手紙をおかけしますが、あらかじめ「mailmag@avance-lg.com」のメールを受信できるように、設定をお願いいたします。